

監査公表第3号

監査結果に基づく措置について

平成31年3月27日付監査報告第16号の監査結果報告に基づき、大牟田市長から措置を講じた旨の通知を受けたので、地方自治法第199条第12項の規定により、その結果を公表します。

令和元年10月15日

大牟田市監査委員 中原修作
同 松尾哲也

環業 第 952 号
令和元年10月11日

大牟田市監査委員 中原 修作 殿
同 松尾 哲也 殿

大牟田市長 中尾 昌弘
(環境部環境業務課)

定期監査の結果に基づく措置について

平成31年3月27日付、監査報告第16号で報告ありました個別指摘事項について、次のとおり措置いたしましたので報告します。

【個別指摘事項】

一般会計
(環境部)

(1) し尿処理手数料 (環境業務課)

手数料の還付については、地方自治法第231条の3第4項で「地方税の例による」と規定されており、地方税法第17条の2では、「還付を受けるべき者につき納付し、又は納入すべきこととなった地方団体の徴収金(略)があるときは、(略)過誤納金をその地方団体の徴収金に充当しなければならない」と規定されている。

し尿処理手数料の過誤納金については、滞納がある場合であっても、充当処理ではなく還付処理がなされていた。

法の規定に沿った適正な事務処理に努められたい。

【措置の状況】

一般会計
(環境部)

(1) し尿処理手数料 (環境業務課)

し尿処理手数料においては、重複納付のほか、水害時の災害減免や誤った収集等により過誤納金が発生します。

当該過誤納金については、毎月の収集量に基づき手数料を算定していることから、納付期別の金額が同一とならず、多くは一部充当での処理が必要となります。

一方、し尿処理手数料はシステムにより事務処理をしていますが、現行のシステムでは、現年度還付を一部充当で処理した場合、処理後に滞納整理用の帳票(原符)を出力

すると、充当後の金額（手数料の残額）ではなく、当初調定額で出力することから、納入義務者への誤った請求となることが危惧されます。また、現年度と過年度を同一科目で処理していることから、現年度から過年度、過年度から現年度への充当については、収納総額が変わらない中で、充当処理が行われた場合、システム上はイレギュラーが発生しているような状況になるなどシステム上の課題があるところです。

そのため、これまでは還付金額と同額の滞納がある場合には、法令に基づいた充当による処理を行っていましたが、一部充当となる場合には、法令の趣旨を踏まえ、納付義務者に対して還付金額と同額以上の納付の催告を行い、還付に合わせて納付を受けることとして対応していました。

今回、定期監査におきます指摘を受けたことから、本件指摘以降の過誤納金については、当該過誤納金に係る事務処理を見直し、法令に基づき、滞納がある場合については、充当処理を行っています。

なお、現行システムにおいて、一部充当があった場合における調定額での帳票出力の課題については、チェック強化により対応していますが、市民への誤った請求となる要因にもなることから、現在、システム開発メーカーとの協議等を行っており、システム改修を実施し対応したいと考えております。

し尿処理手数料をはじめとする事務処理については、今後とも、関係法令等の規定に沿った適正な事務処理に努めて参ります。